

青教施第492号  
平成30年7月2日

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育庁学校施設課長  
(公印省略)

学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省から依頼がありましたので、下記により御回答くださるようお願いいたします。

本通知は、平成30年6月20日付け事務連絡により当課が実施したブロック塀等設置状況調査において、所管の学校にブロック塀等の設置がない旨回答があった市町村教育委員会にも送付しております。ただし、その後、ブロック塀等の設置が判明した場合は、直ちにその旨を下記担当宛て御連絡くださるとともに、本依頼による調査を実施し、御回答くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 調査の趣旨

平成30年6月20日付け青教施第432号（平成30年6月19日付け30文科施第112号）「学校におけるブロック塀等の安全点検について（通知）」に基づく耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況について安全点検等の進捗状況の調査。

### 2 調査対象、調査手順等

別紙写しに添付の「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査 実施要領」及び「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査 学校設置者用メモ」を参照のこと。

### 3 提出書類

- (1) 調査票(公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園、公立小学校、公立中学校)
- (2) 作業シート(上記(1)の学校種別毎に作成してください。)

4 提出期限 中間報告 平成30年7月 6日 (金) 15時  
最終報告 平成30年7月20日 (金) 15時

5 提出方法及び提出先

下記担当者宛て電子メールにより提出してください。

6 留意事項

- (1) 本調査は平成30年6月19日時点で設置されていたブロック塀等の状況となっております。
- (2) 対象となるブロック塀等がない場合は、学校種別ごとの調査票及び作業シートに「該当なし」と記載し、提出してください。
- (3) 点検に際しては、建築技術者等による確認の下で実施するようお願いします。特にブロック内部の点検については、建築技術者等が直接実施するようお願いします。
- (4) 点検にあたっては、「学校におけるブロック塀等の安全点検に係る特定行政庁の建築部局との連携について」（平成30年6月21日青教施号外）のとおり、必要に応じ特定行政庁の建築部局と連携し実施するようお願いします。
- (5) 調査の結果については文部科学省では都道府県ごとの状況を取りまとめて公表する予定としておりますが、本県の対応として、市町村ごとの集計値の公表を検討していることを御承知おきください。

また、各市町村教育委員会においては、学校におけるブロック塀等の安全点検や安全対策等の実施状況に関する情報について、公表に努めるようお願いします。

担当：助成グループ 田中(智)主幹 mail:tomomi_tanaka@pref.aomori.lg.jp 電話：(代表)017-722-1111(内線)5166 (直通)017-734-9875
--

事 務 連 絡

平成30年 7月 2日

各県立学校事務長 殿

学校施設課

施設整備グループマネージャー

学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について

このことについて、文部科学省から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

ブロック塀等の安全点検等状況については、当課から発出した平成30年6月20日付け事務連絡等により既に調査済みであることから、今回の文部科学省通知に基づく調査は、改めて実施しません。

ただし、これまでに報告済みのブロック塀等以外に設置が判明した場合は、直ちにその旨を当課まで御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、現在、建築専門職員等によるフォローアップ調査を実施しているところであり、今後、必要に応じて現地調査を行うこととしておりますので、御協力願います。

担当：施設整備グループ 村上主幹  
mail: nozomi\_murakami@pref. aomori. lg. jp  
電話: (代表)017-722-1111(内線)5171  
(直通)017-734-9874



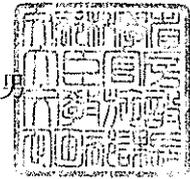
30 施企第 12 号

平成 30 年 6 月 29 日

各都道府県教育委員会施設主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人施設担当部課長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

山 川 昌 男



(印影印刷)

学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について (依頼)

大阪府北部を震源とする地震により女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、6 月 19 日に発出した「学校におけるブロック塀等の安全点検等について (通知)」において、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況について安全点検等を行うようお願いしたところです。この度、その進捗状況についての調査を実施しますので、別添「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査実施要領」に基づき、調査票を作成の上、実施要領内に示す各提出先まで提出していただくようお願いします。

このことについて、遺漏なきよう取り計らうとともに、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、また、都道府県知事においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては、所管の学校に対して、それぞれ依頼するとともに、調査結果の取りまとめをお願いします。

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災推進室施設防災企画係

電話 : 03-5253-4111 (内線 3184)

メール : bousai@mext. go. jp

# 学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査 実施要領

## 1. 調査対象機関

全国の国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

- ※ 休校中の学校や分校も対象とし、1校として計上してください。廃校は対象外です。
- ※ 帰還困難区域等内に設置されている学校は除きます。
- ※ 中高一貫校など、同一の敷地等を複数の学校で利用している場合は、重複のないよう計上してください。

## 2. 調査対象となるブロック塀等

学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）

- ※ 組積造：レンガ・石等をモルタルで積み上げた構造

## 3. 提出期限

中間報告 平成30年7月13日（金）

最終報告 平成30年7月27日（金）

- ※ 中間報告については、安全点検（第1段階）（※次頁以降参照）が完了した全ての学校の情報を集計し、提出してください。
- ※ 最終報告については、中間報告で提出した学校分も含め、域内の所管・所轄する全ての学校の情報を集計し、提出してください。
- ※ 提出期限の厳守に御協力をお願いします。

## 4. 調査票の提出先と提出方法

下記の提出先までメールにて提出してください。

調査対象機関	文部科学省の各担当課・連絡先	
	部署・係名	提出先（メールアドレス）・連絡先
国立大学法人の附属学校	大臣官房文教施設企画部 参事官(技術担当)付 管理技術係	hozen@mext.go.jp 03-6734-2326
公立大学法人の附属学校	高等教育局 大学振興課 公立大学係	daigaku@mext.go.jp 03-6734-3370
公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園	初等中等教育局 幼児教育課 振興係	youji-shinkou@mext.go.jp 03-6734-2374
公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	大臣官房文教施設企画部 施設助成課 調査係	tyousa-j@mext.go.jp 03-6734-2078
私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園	初等中等教育局 幼児教育課 振興係	youji-shinkou@mext.go.jp 03-6734-2374
私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、私立学校	高等教育局私学部 私学助成課 助成第二係	josei2@mext.go.jp 03-6734-2774

(提出方法)

提出先：上記、文部科学省各担当課連絡先

件名：【〇〇】学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査

添付ファイル名：【〇〇】ブロック塀等の安全点検等状況調査票

※ 〇〇には、都道府県番号及び都道府県名記入する。

なお、国公立大学法人においては、大学名を記入する。

## 5. 調査票(Excel データ)の記入要領

域内の所管・所轄する学校の情報を集計し、該当する学校種の調査票へ記入する。

<p>● 現状 (①～③) の共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成30年6月19日時点で設置されていたブロック塀等の状況を記入する。</li><li>※ 「学校におけるブロック塀等の安全点検等について (通知) (平成30年6月19日 30文科施第112号)」 発出時点の状況について回答する。</li></ul>
<p>【都道府県名】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 都道府県名を記入する。</li><li>※ 国公立大学法人においては、大学名を記入する。</li></ul>
<p>① 【学校数】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 所管・所轄する学校数を記入する。</li></ul>
<p>② 【ブロック塀等を有する学校数】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ ブロック塀等を有する学校数を記入する。</li></ul>
<p>③ 【ブロック塀等の全長】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校に設置されているブロック塀等の全長(m)を整数で記入する。</li><li>※ 図面で確認できる場合には、図面上で計測した数値を記入することも可とする。</li><li>※ 1つの学校に複数のブロック塀等が設置されている場合、<u>学校に設置されている全てのブロック塀等の長さの合計</u>を記入する。</li><li>※ 同一の敷地等を複数の学校で利用している場合、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて、いずれかの学校に計上する。</li></ul>
<p>● 第1段階 (外観に基づく点検) 安全点検 (④～⑥) の共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成30年6月19日時点で設置されていたブロック塀等の状況を記入する。</li></ul> <p>本調査では、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、外観に基づき行う点検を「<u>安全点検 (第1段階)</u>」とする。</p> <p>安全点検 (第1段階) は、外観目視等により、以下の事項について問題がないか確認する。</p>

- 1) 高すぎないか。(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下) ※ 高さは地盤面から計測する。
- 2) 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm(高さ2m超は15cm)以上)
- 3) 控え壁があるか。(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)
- 4) 基礎があるか。
- 5) 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなど(以下「亀裂等」という。)が生じたりしていないか。

※ 補強コンクリートブロック造については、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は、1)～4)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第12条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～4)の事項に適合していること、5)の事項に問題がないことが確認されている場合は、当該事項の確認が完了しているとする可とする。

#### ④【外観に基づく点検が完了している学校数】

- 外観に基づく安全点検(第1段階)が完了している学校数を計上する。

※ 1つの学校が複数のブロック塀等を有する場合、学校が有する全てのブロック塀等の点検が完了している学校のみを計上する。

#### ⑤【点検結果】

##### 【高さ・控え壁等について問題がある学校数】

- 安全点検(第1段階)の事項1)～4)について、一部でも安全性に問題がある学校数を計上する。

##### 【うち、高さについて問題がある学校数】

- 安全点検(第1段階)の事項1)について、一部でも安全性に問題がある学校数を計上する。

##### 【劣化・損傷がある学校数】

- 安全点検(第1段階)の事項5)について、一部でも安全性に問題がある学校数を計上する。

#### ⑥【安全性に問題があるブロック塀等を有する学校数】

- 安全点検(第1段階)の事項1)～5)について、一部でも安全性に問題がある学校数を計上する。

- 第1段階（外観に基づく点検）点検を踏まえた安全対策（⑦・⑧）の共通事項
  - 調査票提出時点の状況を記入する。

⑦【応急対策が完了している学校数】

- 安全性に問題があるブロック塀等の全てについて、「撤去」や「注意喚起」、「近寄れない措置」等の応急的な安全対策を実施している学校数を計上する。

⑧【安全上対策が必要なブロック塀等の全長（主な整備予定時期）】

【H30年度中】

- 安全上対策が必要なブロック塀等で、平成30年度中に整備予定の長さの合計（m）を整数で記入する。

【H31年度以降】

- 安全上対策が必要なブロック塀等で、平成31年度以降に整備予定の長さの合計（m）を整数で記入する。

※ 既に撤去したブロック塀等について、今後、基準に適合したブロック塀等又は別種の囲障等を新たに設置する場合、安全上対策が必要なブロック塀等の全長の合計（m）に含めて計上する。

※ 1つの学校に複数の安全上対策が必要なブロック塀等が設置されていて、整備予定の時期が異なる場合は、整備予定の長さが長い方にまとめて計上する。

（安全上対策が必要なブロック塀等）

- ・ 現行の基準に適合していないブロック塀等
- ・ 亀裂等が生じているブロック塀等
- ・ 応急的な安全対策として撤去したが、防犯対策等の観点から塀の再設置が必要なブロック塀等

● 第2段階（ブロック内部の点検）安全点検（⑨～⑪）の共通事項

本調査では、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、ブロック内部の点検を「安全点検（第2段階）」とする。

安全点検（第2段階）は、設計図書等やブロックの一部取り外し等により、以下の事項について問題がないか確認する。

- 1) 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の6に照らして適切か。
- 2) 鉄筋のピッチ及びび定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- 3) 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

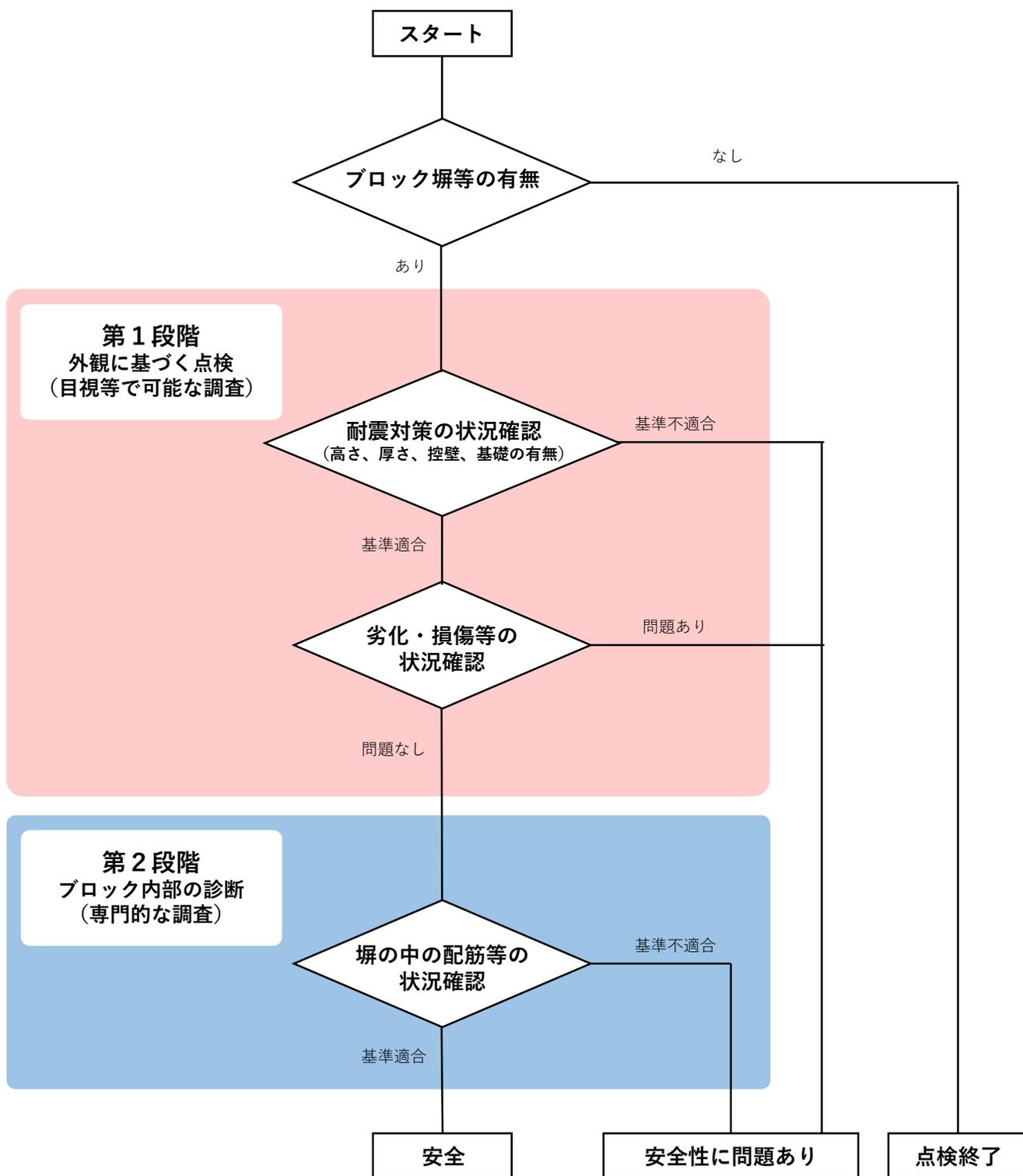
※ 構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられた補強コンクリートブロック造の塀であることが設計図書等により確認できる場合は、1)～3)の仕様基準によらないことができる。

<p>※ 直近の建築基準法第 12 条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～3)の事項に適合していることが確認されている場合は、当該事項の確認が完了しているとしても可とする。</p>
<p><b>⑨【ブロック塀等の内部点検が必要な学校数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全点検（第 1 段階）では安全性に問題があるとされなかったブロック塀等のうち、今後も撤去等の予定が無いものを有する学校数を計上する。</li> </ul>
<p><b>⑩【⑨のうちブロック塀等の内部点検が完了している学校数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全点検（第 2 段階）が完了している学校数を計上する。</li> </ul> <p>※ 1つの学校が複数のブロック塀等を有する場合、<u>学校が有する全てのブロック塀等の点検が完了している学校のみ</u>を計上する。</p>
<p><b>⑪【安全上対策が必要なブロック塀等の全長（主な整備予定時期）】</b></p> <p>【H30年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全点検（第 2 段階）を踏まえ安全上対策が必要なブロック塀等で、平成30年度中に整備予定の長さの合計（m）を整数で記入する。</li> </ul> <p>【H31年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全点検（第 2 段階）を踏まえ安全上対策が必要なブロック塀等で、平成31年度以降に整備予定の長さの合計（m）を整数で記入する。</li> </ul> <p>※ 既に撤去したブロック塀等について、今後、基準に適合したブロック塀等又は別種の囲障等を新たに設置する場合、安全上対策が必要なブロック塀等の全長の合計（m）に含めて計上する。</p> <p>※ 1つの学校に複数の安全上対策が必要なブロック塀等が設置されていて、整備予定の時期が異なる場合は、<u>整備予定の長さが長い方にまとめて計上</u>する。</p>

## 6. 留意事項

- 点検に際しては、建築技術者等による確認の下で実施するようお願いします。特にブロック内部の点検については、建築技術者等が直接実施するようお願いします。
- 点検にあたっては、「学校におけるブロック塀等の安全点検に係る特定行政庁の建築部局との連携について」（平成 30 年 6 月 20 日付け事務連絡）のとおり、必要に応じ特定行政庁の建築部局と連携し実施するようお願いします。
- 調査結果については、都道府県等毎の状況を取りまとめて公表する予定です。各学校設置者においては、学校におけるブロック塀等の安全点検や安全対策等の実施状況に関する情報について、公表に努めるようお願いします。

# 学校におけるブロック塀等の安全点検（フロー図）



- ・ 応急的な安全対策（撤去、注意喚起、近寄れない措置等）の実施
  - ・ 必要に応じ塀の再整備
- 等